株式会社FOLIOホールディングス 定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社FOLIOホールディングスと称し、英文ではFOLIO Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

１．有価証券の取得、保有、運用及び管理

２．コンピューターシステム、ハードウェア及びソフトウェアの企画、設計、開発、販売、使用許諾及び保守

３．各種コンサルティング業務及び情報提供サービス

４．広告の企画及び制作並びに広告代理店業

５．各種研修、セミナー等の企画運営

６．次に掲げる事業を営むことを目的とする会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行うこと

(１)投資業及び投資運用業

(２)投資顧問業及び投資助言・代理業

(３)投資顧問契約、投資一任契約の締結の代理又は媒介

(４)有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引（以下、「有価証券の売買等」という）

(５)有価証券の売買等の媒介、取次及び代理

(６)取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次及び代理

(７)有価証券の募集、引受、売出業

(８)有価証券の私募、管理業

(９)有価証券の貸借その他の金融商品取引業

(10)生命保険の募集及び損害保険代理業

(11)貸金業

(12)銀行代理業に係る業務

(13)他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

(14)コンピューターシステム、ハードウェア及びソフトウェアの企画、構築、販売、使用許諾及び保守

(15)コンピューター関連機器及び部品の研究開発、設計、製造、輸出入、販売及び購入

(16)著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、ノウハウその他の知的財産権の取得、管理、使用許諾及び譲渡

(17)インターネット等の情報通信技術を利用したアプリケーションサービス、クラウドサービス、AI関連サービス、プラットフォームサービスその他情報技術に係るサービスの企画、開発、提供、販売、運営、管理、保守及び利用支援業務

(18)インターネット等を利用した広告の企画及び制作並びに広告配信業務
(19)企業、団体その他組織の人材育成及び組織開発に関する教育訓練事業、研修、講習、セミナー等の企画、立案、実施及び運営、教材、教育出版物その他教育コンテンツの企画、制作、販売、配信及び提供
(20)各種コンサルティング業務
(21)金融商品に関する情報の収集、分析、管理及び処理サービス業、情報提供サービス業並びに情報処理に関する研究開発
(22)上記(1)乃至(21)に掲げる業務の他金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務
(23)上記(1)乃至(22)に付帯関連する一切の業務
７．上記１乃至６に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、232,000,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(２)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(３)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章 株主総会

（招集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２．代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会の決議の方法）
第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期はその選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役を１名以上選定する。

２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会はその決議によって、必要に応じ、取締役の中から、取締役会長及び取締役社長各１名並びに取締役副社長若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の方法）
第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第26条　当会社は取締役（議決に加わることができる者に限る）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）
第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬等）
第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第30条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）
第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第33条　監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第34条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議の方法）
第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第38条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償

責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第41条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）
第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任免除）
第44条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第７章 計 算

（事業年度）
第45条　当会社の事業年度は年1期とし、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第46条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当等の基準日）
第47条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第48条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

（定款に定めのない事項）
第49条　本定款に定めのない事項は、会社法その他の法令の定めるところとする。

附　則

（電子提供措置等にかかる附則）

第１条　変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって、その効力を発するものとする。

２．本条は、前項に定める変更案第15条（電子提供措置等）の新設の効力発生をもって、これを削除する。